

宮城県 環境教育基本方針



平成18年3月
宮城県

目 次

第1章 基本方針策定の趣旨

1 環境教育の必要性	1
2 基本方針見直しの背景	2

第2章 環境教育の現状と課題

1 人材育成における現状と課題	4
2 環境教育施設等の充実に向けた現状と課題	4
3 各主体・場の取組における現状と課題	4
4 自発的な環境保全活動の実践に向けた現状と課題	5
5 環境教育の多様な課題への対応	5
6 環境教育プログラムの整備と体系化	5
7 改定前の基本方針における課題	6

第3章 環境教育の推進

1 環境教育の目標	7
2 環境教育の基本理念	7
3 環境教育の推進方策	8
(1) 人材の育成・活用	8
(2) 環境教育施設等の充実	9
(3) 各主体・場の取組における推進方策	9
(4) 具体的な行動につなぐための推進方策	10
(5) 国際的な視野に立った推進方策	11
(6) 環境教育プログラム整備・体系化に向けた推進方策	11
4 環境教育の具体的な推進施策	13
(1) 人材の育成・活用	13
(2) 環境教育の基盤整備	13
(3) 「みやぎ環境学習パートナーシップ会議」の設置・運営	14
(4) 多様な課題への対応	14
(5) 「地域環境力」向上のためのプログラム整備等	15
(6) 普及啓発事業の実施	15

第4章 推進体制

1 国、都道府県及び市町村との連携・協働	16
2 環境教育推進組織の整備	16
3 各主体・場等のネットワーク化	16
4 基本方針についての検討、見直し	16

■ 参考資料

資料1 宮城県環境基本条例（抜粋）	19
資料2 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律概要	20
資料3 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針のポイント	22

第1章 基本方針策定の趣旨

1 環境教育の必要性

わたしたちは、地球を構成する一員として誕生し、自然環境の十分な恩恵を享受しながら、今日の快適な社会経済生活を築いてきました。しかし、一方でわたしたちは、急速な経済発展を成し遂げ、利便性・効率性を追求するあまり、自然環境に大きな影響を及ぼしてきたことを認識し、理解する必要があります。

様々なモノや資源には限りがあり、わたしたちを取り巻く環境もそれを大切にしていかなければ、環境のもたらす恵みを永続的に享受できるものではありません。

いま、わたしたちは、地球温暖化、廃棄物の増加、自然環境の悪化などの環境問題に直面しており、問題解決のためには、わたしたち一人一人が置かれている日々の生活の中で、意識を変革し、環境を理解し、これを守り、より良くするための行動を実践していく必要があります。

また、絶滅のおそれのある生物の保護に心を配らない、動物を虐待するなど、人間以外の生物のいのちを軽視するような出来事や、人と人とのかかわりの中でもいのちの尊重に欠けていると思われる事件が発生しており、いのちを大切にする心を社会全体ではぐくんでいくことも必要となっています。

わたしたちは、こうした問題に対して、県民自らが、「持続可能な社会づくり」に向けた環境保全活動を自発的に進められるよう、環境問題を考え、理解し、解決する能力を身に付けた人材の育成に努め、環境保全活動の基盤を整備し、環境教育の普及・啓発に積極的に取り組んでいかなければならないのです。

【「環境教育」と「環境学習」】

環境を学ぶという意味を表す言葉として、「環境教育」と「環境学習」がありますが、両者は厳密に区分して使用されておらず、一般的には同義的なものとして使われています。

この方針では、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年法律第130号）第2条で述べられている「環境教育」とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」を「環境教育」の定義として使用します。

2 基本方針見直しの背景

今日の環境問題は、地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模の環境問題から、廃棄物の増加、自然環境の悪化というわたしたちの日々の暮らしに密接なかかわりを持つ環境問題まで、より深刻化・多様化してきています。そして、そういった問題を解決するためには、わたしたちの社会生活と地球環境の調和を未来に向けてどう形成していくのかを、地球規模で考え、行動する必要があるとともに、地域においても、地球規模の視点及び地域的な視点から、自発的な環境保全活動を推進していかなければなりません。

環境教育の役割は、こうした課題に対応するため、その理念・考え方の普及啓発や自発的な環境保全活動の活性化を通して、深刻化・多様化する環境問題に対する理解を促進し、「持続可能な社会づくり」に向けて、「地域環境力」の向上やあらゆる場での人材育成、ネットワークの形成などを推進していくことです。

国際社会での環境教育の意義、内容についての共通認識は、1972年（昭和47年）にスウェーデン王国で開催された「国連人間環境会議（ストックホルム会議）」での「ストックホルム人間環境宣言」等によって、その内容が明確にされるとともに、参加国間の共通認識が図られてきました。1997年（平成9年）にギリシャ共和国で開催された「環境と社会に関する国際会議」での「テサロニキ宣言」では、持続可能な社会づくりと環境教育が不可分であることが示され、「持続可能性という概念は、環境だけではなく、貧困、人口、健康、食糧の確保、民主主義、人権、平和をも包含するものである。」とうたわれています。ここにきて、環境教育は、自然環境の保護を中心とした自然教育や環境を理解するための技術をはじめとした環境科学などを主な内容とする狭義の環境教育から、世界を取り巻く社会経済問題や、民主主義、平和、人権を尊重する基礎教育などをも視野に入れた広義の環境教育へと変化しました。また、2002年（平成14年）に南アフリカ共和国で開催された「ヨハネスブルグサミット」では、持続可能な開発のための教育の重要性が確認され、2002年12月の国連総会で「持続可能な開発のための教育の10年」に関する決議が採択されています。

我が国では、平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定されるとともに、その取組を推進するため、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が平成16年9月に閣議決定されました。

本県の環境教育の推進に関しては、平成3年3月に「宮城県環境教育基本方針」を策定し、これまでに各種の環境教育施策を着実に推進してきました。また、平成7年4月に「宮城県環境基本条例」（平成7年宮城県条例第16号）が施行され、その第18条では環境教育の振興等が位置付けられています。

「宮城県環境教育基本方針」は、このような状況の変化を踏まえるとともに、策定から 14 年が経過し社会情勢が変化したことによる内容の見直し、さらには「新たな宮城県環境基本計画」の中に位置付けられた県の環境教育を効果的に推進するため、内容の改定を行う必要があります。



【「地域環境力」とは】

平成 15 年度版の環境白書（環境省）では、「（環境保全活動の）取組を継続していくためには、活動を効率的・効果的に実施できる仕組みを整えることにより、常に地域の把握が行われ、適切な目標が設定され、達成に向けた取組意識と能力、すなわち地域環境力を維持しておくことが重要です。」と説明しています。

「地域環境力」とは、地域に存在する人材や施設などの環境資源を把握・活用することや、地域において環境問題の解決などの適切な目標が設定・共有されること、また地域において県民や事業者、行政などの主体が連携するなど、地域全体でより良い環境を創造しようと取り組む意識や能力のことです。

第2章 環境教育の現状と課題

1 人材育成における現状と課題

- 県民が行政に期待する支援のうち、「学校教育における環境教育」・「社会人に対する環境教育」を選択する人の割合が高く、環境教育を効果的に推進するためには、教育分野で現に活躍している人々の環境教育への興味関心を喚起し、その協力を得る取組が必要となっています。
- 環境のもたらす恵みやいのちを大切に作る心をはぐくんでいくためには、幼児期からの環境教育を推進していくことが重要であり、保育士や教職員が環境教育の指導者として育つ必要があります。
- 環境関連団体で特定分野に特化した活動をしている人材に対しては、それぞれの分野でのさらに専門的な知識、技能の習得に向けた機会の充実はもとより、幅広い視野、ネットワークを持って活動できるような研修機会等の充実が求められています。
- これからの環境教育には、知識の普及のみならず、活動の場での参加者の自発的な行動を促したり（ファシリテーター）、調整やネットワークづくりを行える（コーディネーター）人材も必要となっており、こうした人材の育成が課題となっています。

2 環境教育施設等の充実に向けた現状と課題

- 宮城県では、「宮城県環境情報センター」が環境教育に関する情報提供施設の役割を担っていますが、実践的な環境教育の場としての機能がなく、近年の環境教育に対する社会的要求の高まりに対応した機能の充実を図っていく必要があります。

3 各主体・場の取組における現状と課題

- 環境教育を推進する上で、家庭、地域、学校、職場、行政にはそれぞれにふさわしい役割が存在するとともに、相互に連携して取り組むことでより効果的な教育を行うことが可能となります。このため、主体（県民（家庭）・事業者・学校・行政・NPO団体等）や場（家庭・地域・学校・職場）、施策（地域づくり・民間活動・事業者の社会貢献活動・行政による環境施策等）を、適切に「つなぐ」必要があります。
- 県民は、大量消費、大量廃棄型の生活様式を改めるべきであると考えており、また、環境に関する情報をより多くの媒体（情報提供手段）で提供してほしいと望んでいます。

- 県民は、環境に配慮した日常生活の行動として、エネルギーの節減など個人に経済的メリットのある取組やごみの分別などのルール化された取組はおおむね実践していますが、ルール化されていない取組や経済的メリットのない取組はあまり実践していない傾向にあります。
- 地域においては、県民が環境保全活動に参加しやすい仕組みづくりが必要となっています。
- 多くの学校において、環境美化などの活動や「総合的な学習の時間」における環境教育が行われていますが、一層内容を充実させていくためには、教職員の研修等の充実、地域の人材との連携が必要となっています。
- 事業者においては、環境保全に対する取組への姿勢が高まっていますが、依然として、関心はあるが取組に向けた対応はしていない事業者が多いのが現状となっています。
- 行政に対しては、環境情報の整備・提供など情報支援に対する期待が高くなっています。

4 自発的な環境保全活動の実践に向けた現状と課題

- 県民が環境保全活動への参加をためらう原因として、情報、時間的余裕、きっかけがないことが挙げられています。
- 環境教育を「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」というプロセスを通じて「具体的な行動」につなぐためには、県民の心の中に自発的な行動意思を芽生えさせることや「具体的な行動」への「きっかけ」づくりが重要になります。

5 環境教育の多様な課題への対応

- 環境教育は、地球温暖化防止対策、自然エネルギー等・省エネルギー対策、廃棄物・リサイクル対策、自然環境保全対策等の課題解決のために必要不可欠なものである一方、最近では、「国連 持続可能な開発のための教育の10年」や「京都議定書」の発効などの国際的な要請を受け、多様な課題への対応が必要となっています。

6 環境教育プログラムの整備と体系化

- 環境教育は、一時的な知識、技術の習得、活用ではなく、県民の生涯にわたる生活に深く根を下ろすことに意味があります。このため、幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージで、自然な形で必要な知識、習慣を身に付けられることが重要であり、そうした教育を促すプログラム（体系化した計画や教材）を整備し、県民に対する確に提供していく必要があります。

7 改定前の基本方針における課題

- 環境教育に対する社会の要請に的確に対応するためには、近年の環境課題の国際化や社会構造の急激な変化に対応し、適時適切な方針の見直しを行う必要があります。また、環境教育連絡会議など、これまでの基本方針で、その取組を掲げながら実現に至っていない事項については、改めてその必要性を確認し、具体化の方向性を検討していく必要があります。



第3章 環境教育の推進

1 環境教育の目標

持続可能な社会づくり

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年法律第130号）第1条では、「持続可能な社会」とは「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」と規定しています。

環境教育の目標は、「地域環境力」の向上を通して、「持続可能な社会づくり」を実現していくことにあります。

2 環境教育の基本理念

環境教育の推進に当たっては、この方針の原則となる基本理念を定めることとします。

(1) 環境問題を自らの問題としてとらえ、人間と環境とのかかわりを学ぶこと。

- 私たちの日常生活や社会経済活動そのものが環境問題を引き起こしているという認識を深め、これらが環境に与える影響について、科学的、実証的視点から学ぶことが重要であるということ。
- 自然を守る意義や自然が引き起こす災害への対応を学ぶことも環境教育の重要な役割であるということ。

(2) 環境がもたらす恵みといのちを大切に思う心をはぐくむこと。

- 環境教育を通じて、恵み豊かな環境が人間の生存基盤として必要不可欠であり、物質的・精神的・学術的にも価値があるものとして大切に思うとともに、いのちを尊ぶ気持ちをはぐくむことが重要であるということ。

(3) 自発的な環境保全活動を通じ、地域環境ひいては地球環境をより良いものにしていくこと。

- 環境教育は、一人一人の自発的な意思から具体的な環境保全活動に乗り出すことが重要であり、それがひいては地域環境のみならず地球環境をも保全していく原動力になるということ。

(4) すべての主体の連携・協働の下、環境のもたらす恵みを将来世代へ引き継いでいくこと。

- 「持続可能な社会」を実現するため、すべての主体の連携・協働の下、将来にわたって環境を保全していくことが重要であるということ。

3 環境教育の推進方策

環境教育は、単に知識の習得にとどまるものとしてではなく、環境を保全し、より良い環境を築いていく自発的・具体的活動を伴うものでなければなりません。また、この活動の実践によって、活動者自身の理解が促進され、環境に配慮した生活、行動の規範の確立に寄与するものとなります。

この環境保全活動は、県民が自発的・具体的に行うものですが、人材の育成・活用、環境教育が行われる場の提供、情報の提供などを推進していくことによって、県は県民の環境保全活動を支援していきます。

(1) 人材の育成・活用

イ 保育・学校教育の場では、保育士や教職員が環境とその保全に関心を持ち、率先して環境に関する知識を習得し、「総合的な学習の時間」をはじめとした教育活動等で環境教育を実践できる能力を身に付ける必要があります。このため、研修制度や専門講座などの充実を図ることにより、保育士や教職員の興味関心を喚起し、環境教育を実践する能力の向上を図ります。

ロ 社会教育の場では、社会教育主事をはじめとする教育関係者が、環境教育を担う人材を育成することが望まれています。今後、環境教育を担える能力形成を図っていくため、必要な研修等の機会の提供に努めます。

ハ 環境教育を効果的に推進するため、環境に関する知識が深く、環境保全に対する意欲に満ちた指導者の養成を図ります。特に、環境教育では、地域での出前講座など実践的な学習の機会や従来にも増して高度な内容の学習機会が求められる傾向にあることから、こうした要請にこたえる人材の育成に努めます。また、実践の場で効果的な学習活動や様々な主体によるネットワークの形成を推進するため、ファシリテーターやコーディネーターの発掘・育成に努めます。

ニ 環境行政に携わる自治体職員が率先して環境教育の実践を積み、中核となる人材として育つ必要があります。このため、自治体自らが職員の環境教育研修を制度化することに努め、国等が行う研修、シンポジウム等に積極的に参加します。

ホ 県は、環境教育を担う人材が個々の分野に埋没することなく相互に連携して活動し、環境に関する知識についての理解を深め、活動の場を広げていくことができるよう、情報交換、研修会等の機会の提供に努めます。また、企業や民間団体内での自主的な研修が活発に行われるよう、情報提供・人材の派遣などによって支援していきます。

(2) 環境教育施設等の充実

イ 「宮城県環境情報センター」の充実

環境教育を効果的に推進するための拠点として、「宮城県環境情報センター」を環境教育の支援に関する中核的施設と位置付け、環境関連団体・学校等と連携し有効利用が図られる体制整備を推進していきます。また、利用者の学ぶ機会を広げていくため体験型学習機能を有する施設との連携強化を図るとともに、環境教育関連施設（※P 1 2. 表 1 参照）との適切な役割分担の下、中核施設としての機能の充実に推進します。

ロ 環境保全に関連する施設の活用・充実

環境保全にかかわる試験検査・調査研究・展示施設はもちろんのこと、省資源・省エネルギー、新エネルギー、森林保全、環境緑化等の環境保全に関連する事業を実施している各種の施設を環境教育の推進に当たり効果的に活用するとともに、施設見学・体験学習などの教育的機能の付与及び内容の充実に促進します。

(3) 各主体・場の取組における推進方策

イ 家庭における推進方策

家庭は、未来を担う子どもたちが基礎的な生活習慣を身に付ける最も重要な場であるとともに、省エネ行動やごみの分別、3Rなど、地域社会における環境配慮行動の実践の場でもあります。

家庭に期待される役割は、環境に配慮した行動がとれる子どもたちをはぐくむことや地域からの環境配慮行動を推進していくことです。また、子どもたちへ環境がもたらす恵みやそこではぐくまれるいのちの尊さを幼児期から伝えていくことも期待されています。

県は、環境配慮行動の具体例について情報提供を行うなどの普及啓発を図るとともに、環境分野での学習機会の提供を推進します。

ロ 地域における推進方策

環境問題に関心のある県民・事業者等が、地域で環境保全活動を実践できるよう、自然環境保全、省エネルギー、ごみ問題、リサイクルなどの環境情報の提供に努めるとともに、環境保全活動の具体例を提示・普及し、地域における取組を促進していきます。

さらに、自治会や市民グループなどの地域コミュニティやNPO団体等が自主的に開設する学習機会に対して、講師の派遣、教材・情報の提供、広報等によって支援していきます。

ハ 学校における推進方策

学校における環境教育の推進については、子どもたちの発達段階に応じ、環境への理解を深めさせていくことが重要です。

県では、平成 15 年度に「みやぎ環境学習プログラム」、平成 16 年度に「みやぎ

環境学習ナビゲータ」を作成し、それぞれ小・中学校の教職員に対し、「総合的な学習の時間」をはじめとした教育現場における環境教育を実践するための手引書として提供してきましたが、今後、環境行政と教育行政が一層連携し、本県の環境特性を踏まえた適切な教材の充実を図っていく必要があります。また、環境教育を効果的に推進するため、地域社会と連携し、体験型学習を多く取り入れるほか、教職員とNPOスタッフや自治体職員が共に学べる機会の充実を促進します。

ニ 職場における推進方策

職場における環境教育を推進するためには、学習機会や環境配慮行動が研修や事業活動に組み入れられることが望まれます。グリーン購入の推進や、ISO14001及びみちのくEMSなどの環境マネジメントシステムの導入促進、継続的な環境負荷低減行動の取組を一層促進します。

ホ 環境教育における県の役割

環境教育における県の主要な役割は、多様な課題に対応し、県民の学習が容易にしかも効果的に行われるよう必要な情報や機会を提供するとともに、環境保全活動の実践を促すための条件を整備するなど、環境教育全般を支援することです。

県は、知事（行政部局）と教育委員会（教育庁）間の密接な連携を図るとともに、お互いの役割を分担しつつ連携・協働関係を形成しながら、環境教育を推進していきます。

(4) 具体的な行動につなぐための推進方策

イ 環境配慮意識の向上とより良い環境づくりのための行動規範を確立する

環境に関する知識・理解を深化させたとしても、環境配慮意識に立脚した具体的な行動が伴わなければ、環境をより良いものとするのは困難です。

わたしたちの日常生活では、たばこ・ごみのポイ捨てやごみを分別しないなどの例が見受けられ、環境配慮意識が十分に形成されているとはいえない状況にあります。

環境配慮意識の一層の向上とより良い環境づくりのための行動規範の確立に向け、環境美化を促進するなどの仕組みづくりを推進します。

ロ 県民の想いを「きっかけ」につなぐ

環境に対する興味・関心があっても、「きっかけ」がなければ、環境保全活動にはつながりません。環境教育関連情報などの提供体制の整備を図り、県民の想いを環境保全活動につなげる「きっかけ」づくりに努めます。

ハ 環境保全活動の有益性を周知する

日々の生活において環境保全活動を実践していくことは、省エネによる経費節減や環境美化による生活環境の快適化、健康リスクの低減など、様々な有益性が認められます。こうした有益性について、様々な媒体を通じ、的確な情報提供を県民に対して行っていきます。

(5) 国際的な視野に立った推進方策

国連は、2005年（平成17年）からの10年間を「国連 持続可能な開発のための教育の10年」（略称 DESD：“Decade of Education for Sustainable Development”）と定めました。ユネスコが主導機関となり、推進していくこの DESD は、それぞれの地域社会で、「持続可能な開発」の実現が可能となるよう、様々な関係機関が連携し、社会・環境・経済・文化のそれぞれの分野でわたしたちが直面している地球規模の諸課題に取り組み、その解決に向けた教育を推進していくものです。そして、平成17年6月29日に開催された国連大学／ユネスコ国際会議「グローバリゼーションと持続可能な未来のための教育」で、持続可能な開発への貢献を目指した地域の拠点として世界七つの地域が認定され、「仙台広域圏」（仙台市、田尻町及び気仙沼市）もその一つとなりました。「持続可能な開発のための教育」に向けたこのような取組が、今後一層広がっていくことが期待され、県としてもこれを支援していきます。

(6) 環境教育プログラム整備・体系化に向けた推進方策

地球規模の環境問題を解決するためには、国際的に協調した地域での取組が必要となります。そのためには、県民をそうした地域からの環境保全活動へ促すプログラムを提供していく必要があります。環境保全活動の一層の促進を図るため、環境教育に関連する情報を収集し県民へ提供するとともに、継続して実施できるプログラム（体系化した計画や教材）の整備に努めます。

表1 県内の環境教育関連施設

設置主体		施設
国		国立花山少年自然の家，国立大学法人東北大学植物園，休暇村気仙沼大島，国立南蔵王青少年野営場，国営みちのく杜の湖畔公園，国立大学法人宮城教育大学附属環境教育実践研究センター等
宮城県	教育庁	宮城県教育研修センター，宮城県図書館，宮城県蔵王自然の家，宮城県泉が岳自然の家，宮城県志津川自然の家，宮城県松島自然の家，東北歴史博物館，宮城県美術館及び宮城県総合運動公園
	知事部局	宮城県民会館，宮城県保健環境センター，宮城県水産研究開発センター，宮城県水産加工研究所，宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター，県民の森，青少年の森，昭和万葉の森，宮城県農業・園芸総合研究所，唐桑半島ビジターセンター，宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター（ことりはうす），こもれびの森 森林科学館，宮城県民間非営利活動プラザ，宮城県慶長使節船ミュージアム，仙台港多賀城地区緩衝緑地，矢本海浜緑地，岩沼海浜緑地，松島公園，宮城県点字図書館及び宮城県薬用植物園
仙台市		仙台市博物館，仙台市科学館，せんだいメディアテーク，環境交流サロン，仙台市立図書館，仙台市泉岳少年自然の家，台原森林公園，広瀬川自然展示コーナー，仙台市子ども宇宙館，仙台市天文台，仙台市八木山動物公園，仙台市野草園，仙台市農業園芸センター，仙台市地底の森ミュージアム，太白山自然観察の森等
仙台市以外の市町村		各市町村の視聴覚教材センター，文化会館，公民館，コミュニティーセンター 大崎生涯学習センター（パレットおおさき），おしかホエールランド，細倉メインパーク，花山青少年旅行村，南蔵王青少年旅行村，南三陸町自然環境活用センター，リアス・アーク美術館等
民間		斎藤報恩会自然史博物館，松島水族館，カメイ記念展示館，東北電カグリーンプラザ，リアスシャークミュージアム等

4 環境教育の具体的な推進施策

(1) 人材の育成・活用

- 環境部局と教育部局が連携し、自治体や学校の新任職員研修制度や定例的に行われる研修制度に環境教育を積極的に導入するよう働き掛け、地域の核となる人材育成を推進します。
- 県民の多様化・高度化する環境教育ニーズに柔軟な対応が可能となるよう、宮城県地球温暖化防止活動推進員や環境カウンセラー等の環境分野での人的資源を活用した「宮城県環境教育リーダー」制度の創設を図り、出前講座などを通じた人材育成・活用を推進します。
- 環境分野で活躍する個人・NPO団体等に対し、ファシリテーターやコーディネーターの役割を担える能力の開発を促進するため、大学などの教育・研修機関や能力開発を担う団体等と連携し、研修会・ワークショップ等の機会の提供に努めます。

(2) 環境教育の基盤整備

イ 環境教育資機材等開発・整備

- 環境教育を効果的に実施するため、「宮城県環境情報センター」へ本県の実情や地域特性に合った資機材等の導入を図るなど、より充実した環境教育資機材の開発・整備を図ります。

ロ 環境教育関連情報の提供体制整備

- 環境教育や環境保全活動に関連する総合的な情報を収集し、ポータルサイト「みやぎの環境情報館」の活用などにより、県民の利用しやすい情報提供の体制整備に努めます。
- 「みやぎの環境情報館」の双方向機能を充実させることにより、県民がホームページ上で環境について気軽に話せる場づくりや利用者間のネットワーク化を推進し、環境保全活動に乗り出す「きっかけ」づくりに努めます。
- みやぎ環境学習パートナーシップ会議・会報「ていえら」や環境生活部広報誌「エコ&らいふ・宮城」を活用し、環境教育・環境保全活動に関する情報を県民へ定期的に提供し、その普及啓発を図ります。

ハ 財政基盤の整備

- 環境教育については、継続的かつ着実にその推進を図る必要から地域環境保全基金を造成し、その運用益を活用してきましたが、近年の環境教育に対する期待の高まりに対応するため、必要に応じ財政上の措置を講ずるよう努めます。

(3) 「みやぎ環境学習パートナーシップ会議」の設置・運営

- 環境教育に取り組む県民・団体のネットワークを形成し、環境保全活動を活性化することを目的として「みやぎ環境学習パートナーシップ会議」を設置しています。今後、このネットワークを環境学習の推進母体として活用するため、環境教育関連団体の交流や環境教育に関する情報の収集などの活動の活性化を推進します。

(4) 多様な課題への対応

イ 地球温暖化防止に向けた環境教育の展開

- 地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減に向けて、環境家計簿を通じた省エネなどの家庭における取組や企業の環境配慮型経営の取組が促進されるよう、教材・情報提供などによる普及啓発を図ります。

ロ 自然エネルギー等・省エネルギーと環境教育

- 全県への自然エネルギー等の導入・省エネルギーの促進を図るため、エネルギー消費の現状や対策の必要性などの普及啓発を推進します。
- 東北大学と宮城教育大学を中心とした「エネルギー環境教育研究会」が進めている学習プログラムの開発に参画するなど、地域に根ざしたエネルギー環境教育の推進に取り組みます。

ハ 廃棄物の減量化やリサイクル意識の向上

- 近年、工場などから排出される廃棄物を他の原料として活用するなど限りなく廃棄物の発生抑制を目指すゼロエミッションの取組が増えてきており、情報提供などにより、その普及啓発を図ります。
- 家庭における3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の普及啓発に努めます。また、ごみ減量化を図るため、マイバッグ運動の推進に取り組みます。

ニ 自然環境の保全と生物多様性の確保

- 本県が有する豊かな自然環境（森林・里地里山・田園・河川・湖沼・海洋等）を将来にわたって保全していくため、県民（家庭）、事業者、学校、行政、NPO団体等が連携・協働し、自然環境保全活動を推進します。
- 情報提供などにより生物多様性の確保に努めるとともに、希少種の保護・保全の必要性や特定外来生物が及ぼす影響などの普及啓発を図ります。

ホ 健康リスクの低減に向けた環境教育の取組

- 騒音や大気・水質・土壌汚染、化学物質などを原因とする健康リスクの低減に向け、情報提供などによる啓発に努めます。

- 児童の健康リスクを低減するため、学校敷地内禁煙などの取組を、環境教育の観点から促進していきます。

(5) 「地域環境力」向上のためのプログラム整備等

- 環境行政と教育行政が一層連携し、多様な主体の環境教育指導者の協働の下、本県の環境特性を踏まえた新たな体系化されたプログラムの開発・整備を図るとともに、県民の手に届くようインターネット等を通じた普及啓発に努めます。
なお、このプログラムは科学的、実証的視点と教育理論に立脚した客観的、合理的なものになるよう努めます。
- プログラムの開発・整備と合わせ、「こどもエコクラブ事業」や「我が家の環境大臣事業」などの各種事業を促進することにより、「地域環境力」の向上を図ります。

(6) 普及啓発事業の実施

- 環境教育の対象となるテーマは極めて多岐にわたり、かつ、質的にも学習の主体となる県民の年齢層や理解度によって、様々なものが必要となります。したがって、このような要請に可能な限り対応できるよう、学習の場あるいは仕組みも、学習する主体のニーズに対応したものを提供していくことが重要です。
このような観点から、各種普及啓発イベント、研修会等を国・市町村・学校・NPO団体等との連携・協働の下、随時開催するものとし、環境教育を実践する場・機会を充実していきます。
- 現在の環境分野での国・その他の様々な表彰制度を、環境教育の普及啓発に効果的に活用していくとともに、新たな意欲を引き出し、環境保全活動での動機付けとなるような工夫に努めていきます。また、顕著な功績が認められる取組については、県のホームページ上でお知らせし、県民の環境保全活動を促進していきます。

【「みやぎ環境学習パートナーシップ会議」とは】

県民等に効果的な環境学習機会の提供を促進し、もって環境保全活動の活性化を図ることを目的として設立された会議です。現在、NPO団体や地域の民間団体、環境学習機会提供施設、教育・行政機関など40の機関・団体が参加しており、緩やかなネットワークの下、会員相互の情報交換や、交流集会などの様々な活動を行っています。

第4章 推進体制

1 国、都道府県及び市町村との連携・協働

環境教育を総合的かつ効果的に推進していくためには、国、都道府県や市町村との情報交換を密にするとともに、人材育成・研修機会の提供・各施策の実施等で、連携・協働を図り、環境教育を実効性あるものとして推進していきます。

なお、市町村においては、環境教育の方針、計画等の作成に努めることとされていることから、地域固有の課題解決や「地域環境力」の向上に向け、各市町村の取組を支援していきます。

2 環境教育推進組織の整備

県においては、体系的かつ効果的に環境教育を推進するため、知事部局と教育庁の関係各課の連携が必要不可欠です。今後は、県庁内に関係各課で構成する組織として「(仮称)環境教育連絡会議」を設置します。

市町村は、地域住民と身近に接し、きめ細かな行政サービスを実施できることから、環境教育の中核を担うものとして、その推進体制を整備する必要があります。この場合、首長部局と教育委員会とが連携した組織を設置することが期待されます。

3 各主体・場等のネットワーク化

環境教育を効果的に推進していくためには、主体間及び環境保全活動が実践される場・機会のネットワーク化が必要になります。また、様々な施策の体系的・効果的な実施のためには、施策間でも十分な調整が図られる必要があります。今後、各主体及び場・機会のネットワーク化について、普及啓発事業等を通じ促進していくとともに、施策についても、国・市町村や「(仮称)環境教育連絡会議」の連携を通じ、効果的な推進を図ります。

4 基本方針についての検討、見直し

この基本方針の策定後、おおむね5年を目途として、取組内容や進ちよく状況等について確認し、その結果に基づき、改定等の必要な措置を講じます。

基本方針に基づき各主体・場で取組が期待される具体的事項

☆ 家庭に期待される取組

- 「環境家計簿」や「マイバッグ運動」などをきっかけに現在の生活を見つめ直し、家族ぐるみで省エネルギーや地球温暖化防止対策を実践し、環境に配慮した生活に変えていくこと。
- 家庭からのごみの問題について、3R（ごみを減らす、再利用をする、再資源化する）を実践すること。
- グリーン製品の購入など環境に配慮する消費行動を推進していくこと。
- 自然や地域固有の環境資源に触れ合う機会を子どもたちに提供していくこと。
- 地域で開催される環境教育関連イベント等に積極的に参加すること。

☆ 地域に期待される取組

- 地域にある河川、湖沼、森林、田園などを活用した環境教育を推進すること。
- 地域の環境課題に対応した取組（環境美化運動等）を自発的に広げていくこと。
- 様々な主体の連携の下、地域の人材を活用した環境教育の機会づくりを行うこと。
- 「こどもエコクラブ事業」などを活用し、環境教育にかかわる様々な個人・団体等が、地域で環境教育を積極的に推進していくこと。
- 社会貢献活動において、事業者が出前講座などにより環境教育に取り組むこと。
- 持続可能な社会の実現に向け、国際的にも協調した取組を実践すること。

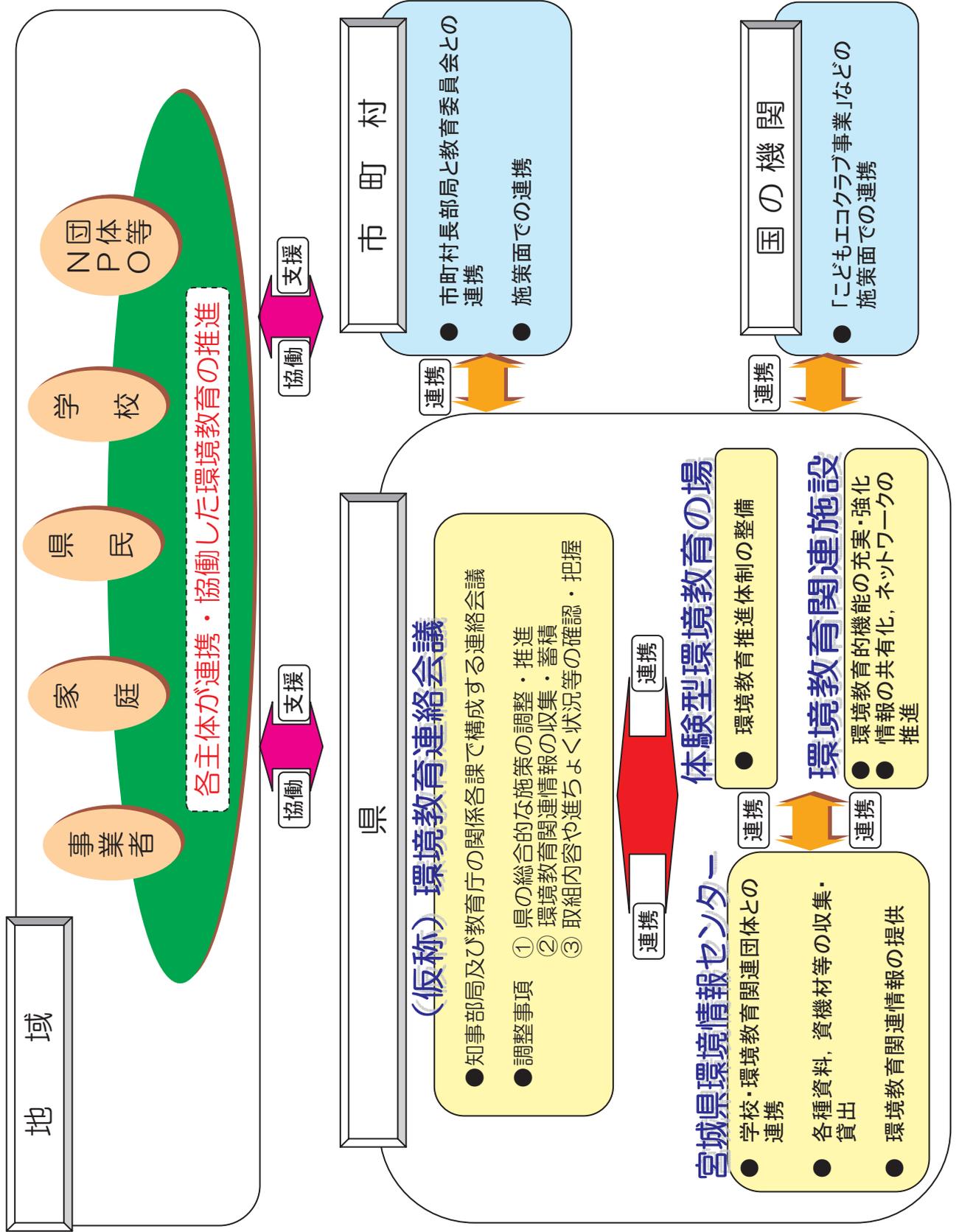
☆ 学校に期待される取組

- 「総合的な学習の時間」を活用して、環境教育を推進していくこと。
- 「こどもエコクラブ事業」などを活用し、クラブ活動等の場で環境教育を推進していくこと。
- 自然と触れ合う機会など「体験型環境教育」を実践すること。
- 環境教育の実践が期待されている教職員に対し、研修の機会等を充実すること。
- 太陽光発電導入などの自然エネルギーの取組や省エネルギーの取組を通じて、エネルギー問題や地球温暖化対策について学ぶこと。

☆ 職場に期待される取組

- 職場研修などの制度化された機会に環境教育を取り入れていくこと。
- ISO14001やみちのくEMSなどの環境マネジメントシステムの導入を推進していくこと。
- グリーン製品の購入や環境に配慮した製品への投資・開発行動などを推進していくこと。
- 職場において、積極的に環境教育プログラムを構築し、実践していくこと。
- 地域や学校等と連携して、環境教育を推進していくこと。

環境教育の推進体制図



参 考 資 料

- 資料 1 宮城県環境基本条例（平成 7 年宮城県条例第 1 6 号）
（抜粋）
- 資料 2 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成 1 5 年法律第 1 3 0 号）概要
- 資料 3 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針（平成 1 6 年 9 月閣議決定）のポイント

宮城県環境基本条例（抜粋）

（環境教育の振興等）

第十八条 県は、市町村、関係機関及び関係団体と協力して、良好な環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、県民及び事業者がその理解を深めるとともに、これらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進）

第十九条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第二十条 県は、第十八条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に 関する法律概要

1. 目的（第1条）

この法律は、持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

2. 定義（第2条）

この法律において、環境保全の意欲の増進とは、環境保全に関する情報提供並びに環境保全に関する体験機会の提供及びその便宜の供与をいう。

この法律において、環境教育とは、環境保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育及び学習をいう。

3. 基本理念（第3条）

環境保全の意欲の増進、環境教育等について、自発的意思の尊重、多様な主体の参加と協力、透明性及び継続性の確保、森林、田圃、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然環境を育成すること等の重要性に係る理解の深化、国土保全等の公益との調整、地域の農林水産業等との調和、地域住民の福祉の維持向上、地域における環境保全に関する文化及び歴史の継承への配慮等の理念を定める。

4. 各主体の責務（第4条～第6条）

事業者、国民及び民間団体は、環境保全活動及び環境教育を自ら進んで行うよう努めるとともに、他の者の行う環境保全活動及び環境教育に協力するよう努めるものとする。

国及び地方公共団体は、事業者、国民及び民間団体との連携に留意し、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的、総合的な施策を策定、実施するよう努めるものとする。

5. 基本方針等（第7条、第8条）

国は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針を定めるものとする。

地方公共団体は、自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、公表するよう努めるものとする。

6. 学校教育等における環境教育に係る支援等（第9条）

国、都道府県及び市町村は、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講じるものとし、学校教育における体験学習等の充実、教員の資質向上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

7. 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育（第10条）

民間団体、事業者、国及び地方公共団体は、その雇用する者の環境保全に関する知識及び技能を向上させるよう努めるものとする。

8. 人材認定等事業の登録等（第11条～第18条）

環境保全に関する知識及び環境保全に関する指導を行う能力を有する者を育成又は認定する事業を行う国民、民間団体等は、その事業について、主務大臣の登録を受けることができることとし、これに必要な手続等を定める。

主務大臣は、環境保全に関する人材の育成又は認定のための取組及び人材の育成のための手引その他の資料等に関する情報の収集、整理、分析及び結果の提供を行うものとする。

9. 環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備（第19条）

国、都道府県及び市町村は、国民、民間団体等が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全に関する情報の提供、助言及び相談並びに便宜の供与等の拠点としての機能を担う体制を整備するよう努めるものとする。

10. 国民、民間団体等による土地等の提供に関する措置（第20条）

国は、国民、民間団体等がその有する土地又は建物を自然体験活動その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場合として自発的に提供することを促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

11. 協働取組の在り方等の周知（第21条）

国は、協働取組（二以上の国民、民間団体等がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組をいう。）の有効かつ適切な実施の方法等の周知のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

12. 財政上の措置等（第22条）

国及び地方公共団体は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

13. 情報の積極的公表等（第23条）

国、地方公共団体、民間団体及び事業者は、環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他の環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

14. 配慮等（第24条）

国及び地方公共団体は、環境保全の意欲の増進又は環境教育を行う国民、民間団体等の自立性を阻害することがないよう配慮するとともに、当該措置の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

15. 附則

この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、人材認定等事業の登録等に係る規定は、平成16年10月1日から施行する。

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針

基本方針のポイント

持続可能な社会づくりに向けて、基本方針では、環境保全の意欲の増進、環境教育の推進についての考え方、進め方、具体的施策が総合的に位置付けられている。

その中で、重要な考え方や主要な施策のポイントは以下のとおり。

I 基本方針に盛り込まれている考え方

1 様々な個人、団体が、自発的に環境保全に取り組み、その輪が広がる環境をつくること

一人一人が自発的に環境保全に取り組み、その取組が個人からあらゆる主体に広がっていくことが、地球温暖化問題をはじめとする課題に取り組み、持続可能な社会を構築していく上では不可欠である。そのため、家庭、地域、社会等幅広い場において、その取組を支える環境をつくっていく。

2 環境やいのちを大切にし、具体的行動をとる人材をつくる環境教育

環境教育では、私たちの生活と環境について学び環境に関する認識を深め、環境やいのちを大切にすることを育て、取組に主体的に参画できるようになることが重要。

そのため、体験による関心を持ち、理解を深め、参加し問題解決する能力を向上させることを通じ、具体的行動につなげていく視点を重視する。

3 自発性の尊重、役割分担・連携等への配慮

環境保全活動を支援したり、環境教育を進めていく上では、自発性の尊重、役割分担・連携、透明性・公正性の確保、継続的な取組などに配慮していく必要がある。

II 主な取組（具体的な施策）

- ① 各学校において環境教育に関する全体的な計画等を作成するなど、各教科、総合的な学習の時間を通じた総合的な取組を進める。
- ② 地域と学校が連携し、環境教育を進めることが大切。連携を深めるためのコーディネーターを育てる。
- ③ 環境に配慮した学校施設の整備、改修を充実し、これと連携した環境教育を地域と連携して進める。
- ④ 家庭や日々の生活における教育を、ITや専門家の力を借りて支援する枠組みづくりを進める。
- ⑤ 官公庁、民間企業等の職場において、環境教育を充実し、職員のボランティア活動の支援を進める。
- ⑥ 人材育成に関わる事業登録制度により、民間の自発的な創意工夫に基づく取組を必要な環境教育の場に広く周知していく。
- ⑦ 環境保全活動、環境教育、パートナーシップづくりの支援拠点について、機能強化、各機関との連携、コーディネーター等の人材育成を図る。
- ⑧ ナショナルトラスト活動や見学等の工場の開放など、土地・施設の活用、教育への提供について、取組の周知、民間団体との連携などを支援する。
- ⑨ 政府の持つ環境に関する情報を積極的にわかりやすく公表するとともに、民間の情報の収集・提供を進める。
- ⑩ 「持続可能な開発のための教育の10年」につき、長期的な推進計画等を検討するとともに、持続可能な開発のための教育のあるべき姿を国際的に発信する。

宮城県環境教育基本方針

平成18年3月

宮城県環境生活部環境政策課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2661 FAX 022-211-2669

E-mail kankyo-s@pref.miyagi.jp



古紙配合率100%再生紙を使用しています。環境に優しい大豆油インキを使用しています。
この基本方針は、5,000部作成し、1部あたりの印刷単価は79円(1円未満切捨)です。

